

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成19年10月4日(2007.10.4)

【公表番号】特表2007-504385(P2007-504385A)

【公表日】平成19年3月1日(2007.3.1)

【年通号数】公開・登録公報2007-008

【出願番号】特願2006-524873(P2006-524873)

【国際特許分類】

F 01 N 3/28 (2006.01)

F 01 N 3/02 (2006.01)

B 01 D 53/86 (2006.01)

【F I】

F 01 N 3/28 Z A B N

F 01 N 3/02 3 0 1 B

B 01 D 53/36 B

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月15日(2007.8.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ケーシング内で汚染コントロール要素を保持するための保持材であって、前記保持材は、無機の繊維材料を含有し、厚みがあり、外側部分、内側部分及びそれらの間の中間部分を備えたマットを含み、前記外側部分は、前記ケーシングと接触させるための外周面を有しつつ前記内側部分は、前記汚染コントロール要素と接触させるための内周面を有し、少なくとも、前記内側部分の内周面及び任意に前記外側部分の外周面は、前記外周面と前記ケーシングの間の摩擦係数が、前記内周面と前記汚染コントロール要素との間の摩擦係数よりも小さくなるようにするため、摩擦力/密着力コントロール剤が含浸されていることを特徴とする保持材。

【請求項2】

前記摩擦力/密着力コントロール剤は、前記汚染コントロール要素の使用条件下で分解して消散可能であることを特徴とする請求項1に記載の保持材。

【請求項3】

前記マットの内周面及び外周面に前記摩擦力/密着力コントロール剤が含浸されており、かつ前記マットの内周面に含浸された前記摩擦力/密着力コントロール剤は、前記マットの外周面に含浸された前記摩擦力/密着力コントロール剤と同一であることを特徴とする請求項1に記載の保持材。

【請求項4】

前記マットの内周面及び外周面に摩擦力/密着力コントロール剤が含浸されており、かつ前記マットの内周面に含浸された前記摩擦力/密着力コントロール剤は、前記マットの外周面に含浸された前記摩擦力/密着力コントロール剤とは異なっていることを特徴とする請求項1に記載の保持材。

【請求項5】

前記マットの内周面に含浸された前記摩擦力/密着力コントロール剤の固形分含有量は、前記マットの外周面に含浸された前記摩擦力/密着力コントロール剤の固形分含有量よ

りも多量であることを特徴とする請求項3又は4に記載の保持材。

【請求項6】

前記マットの内周面に含浸された前記摩擦力／密着力コントロール剤の固形分含有量は、15～50g/m²の範囲にあり、そして、前記マットの外周面に前記摩擦力／密着力コントロール剤が含浸されるとき、前記マットの外周面に含浸された前記摩擦力／密着力コントロール剤の固形分含有量は、2～8g/m²の範囲にあることを特徴とする請求項1～4のいずれか1項に記載の保持材。

【請求項7】

前記摩擦力／密着力コントロール剤が有機材料を含むことを特徴とする請求項1～4のいずれか1項に記載の保持材。

【請求項8】

前記中間部分は、摩擦力／密着力コントロール剤を実質的もしくは完全に含まないことを特徴とする請求項1～4のいずれか1項に記載の保持材。

【請求項9】

ケーシングと、該ケーシング内に設置された汚染コントロール要素と、前記ケーシングと、前記ケーシング内で前記汚染コントロール要素を保持するために前記ケーシングと前記汚染コントロール要素との間に配置された請求項1～8のいずれか1項に記載の保持材とを備えることを特徴とする汚染コントロール装置。

【請求項10】

前記マットで前記汚染コントロール要素を巻回しており、かつ前記マット巻回汚染コントロール要素を前記ケーシングに圧入するのに必要とされる力が1,700kPa以下であるよう、前記マットの外周面に前記摩擦力／密着力コントロール剤が含浸されていることを特徴とする請求項9に記載の汚染コントロール装置。

【請求項11】

請求項9又は10に記載の汚染コントロール装置を含むことを特徴とする内燃機関の排気浄化装置。